

長野県

男女共同参画社会づくり条例

性別によって制約されることなく
よりのびやかに暮らせる
長野県をめざして

長野県

条例制定の経過

1 知事部局と県議会が共同して検討

平成14年3月、男女共同参画社会の実現に向けた条例を制定するため、議会と知事部局が共同で「男女共同参画推進条例（仮称）制定調査会」を設置し、条例案づくりがはじまりました。

調査会は、知事部局側の「男女共同参画推進委員会」の委員4名と、県議会の「男女共同参画推進議員連盟」の議員9名に關係課長2名が加わり、合計15名が委員となりました。

2 素案の公表と意見の募集

調査会では平成14年6月に素案を公開し、県民の皆様から400件を超えるご意見をいただいたほか、県下4箇所で開催の「県民フォーラム」では延べ約830名のご参加をいただくなど、意見集約に努めました。

3 意見集約と素案の修正

寄せられたご意見については、調査会において逐一審議し、条例案に反映させるとともに、調査会としての考えをホームページで公開しました。

ご意見をいただいて修正した項目も多く、例えば苦情処理を担当する委員の名称について、素案では「監視委員」となっていましたが、「指導委員」に修正しています。

4 条例の名称募集

「県民フォーラム」の場で、県民の皆様から、条例の名称を募集してはどうかのご提案があり、名称を公募した結果、応募数が最も多く、調査会における審議内容や考え方に最も近い、「男女共同参画社会づくり条例」に決定しました。

5 条例の制定

こうして、多くの皆様のご意見をいただく中でまとめられた条例案が、平成14年12月の県議会に議員提案され、全会一致で可決されました。

6 条例の一部改正

平成19年7月、男女共同参画審議会の任務に関して、県の施策の実施状況に関する調査機能を充実する内容の条例改正を行いました。

男女共同参画社会づくり条例 構成

ページ

前 文			3	
第1章 総 則				
目 的		第1条	4	
定 義		第2条	4	
基本理念	男女の人権の尊重	第3条	5	
	生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利の尊重	第4条	5	
	社会における制度又は慣行についての配慮	第5条	5	
	政策等の立案及び決定への共同参画	第6条	5	
	家庭生活における活動と他の活動の両立	第7条	5	
	国際社会の動向を踏まえた取組	第8条	5	
責 務	県の責務	第9条	6	
	県民の責務	第10条	6	
	事業者の責務	第11条	6	
阻害する 行為の禁止・ 留 意	性別による差別的取扱いの禁止			
	男女間における暴力的行為の禁止	第12条	7	
	セクシュアル・ハラスメントの禁止			
	公衆に表示する情報に関する留意	第13条	7	
第2章 男女共同参画社会づくりの促進に関する施策等				
第1節	男女共同参画計画	第14条	8	
	施策の策定等に当たっての配慮	第15条	8	
男女共同参画 計画等	財政上の措置	第16条	8	
	施策の実施状況の公表等	第17条	8	
第2節	広報活動の充実	第18条	9	
	教育活動等による意識の醸成	第19条	9	
	家庭生活における活動と他の活動との両立支援	第20条	9	
	自営業における環境整備	第21条	9	
	調査研究の推進	第22条	9	
	県民等に対する支援	第23条	9	
	拠点施設の設置等	第24条	9	
	県の職場における環境整備等	第25条	10	
男女共同参画 社会づくりの 促進に関する 施策等	附属機関の委員等の構成	第26条	10	
	苦情の申出等	第27条	11	
	第3節 苦情の処理等	不服の申出	第28条	11
第3章 長野県男女共同参画推進指導委員				
	設置、定数等、任期、合議による勧告等の決定	第29～32条	12	
第4章 長野県男女共同参画審議会				
	設置、任務、組織、任期、会長、会議	第33～38条	13	
第5章 補 則				
		第39条	13	

平成14年12月26日公布施行（ただし、第2章第3節、第3章、第4章の規定は平成15年4月1日施行）
平成19年7月17日一部改正施行（第34条）

1 名 称

男女共同参画社会づくり条例

「長野県男女共同参画社会づくり条例」

県民の皆様からの公募結果を踏まえ、決定されました。

県民の皆様からいただいたご意見の中には、「男女平等」という言葉を使うべき、とのご意見もありましたが、「男女平等」は「法の下での平等」に含まれる基本的な人権であり、男女平等を当然の前提として、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会づくりを目指すべき、との考え方により、「男女共同参画社会づくり条例」に決定しました。

2 前 文

男女共同参画社会づくり条例

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、女子差別撤廃条約の採択など国際社会における取組と連動しながら、男女平等の実現に向けた取組が進められてきた。

こうした国際社会や国内の動向を踏まえつつ、女性就業率が高く、女性が農業等の産業における重要な担い手になっている長野県においても、男女共同参画計画の策定を始めとした諸施策を実施してきた。

しかしながら、依然として性別で役割を固定的にとらえる意識が根強く残っており、そのことによる社会のさまざまな場面での男女間の不平等や暴力などの問題が存在し、真に男女平等な社会の実現には至っていない状況にある。

こうした中で、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現が、少子高齢化の進展等の社会経済情勢の急速な変化に対応していくためにも、緊急かつ重要な課題となっている。

このような認識に基づき、県民一人ひとりが、性別によって制約されることなく、よりのびやかに暮らせる長野県を、県と県民と事業者が協働して築くことを目指して、この条例を制定する。

前文には、これまでの経過、長野県の特徴、課題とこの条例により目指していく姿が書かれています。前文は不要なのでは、というご意見もありましたが、県の特徴を盛り込んだり条例の目指すべき姿をよりわかりやすくするために、前文を設けることとしました。

3 目的

男女共同参画社会づくり条例 > 第1章 総則

第1条 この条例は、男女共同参画社会づくりに関し、基本理念を定め、並びに県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会づくりの促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会づくりを総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

第1条では、この条例が、①県、県民、事業者の3者が共有すべき基本理念、②3者の責務、③県の施策を定める旨を明記し、これにより男女共同参画社会づくりを推進することを目的とする旨を規定しています。

4 定義

男女共同参画社会づくり条例 > 第1章 総則

第2条 この条例において「男女共同参画社会づくり」とは、男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

2 この条例において「積極的改善措置」とは、前項に規定する機会に係る男女間の格差を改善する上で適切な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

第2条では、条例全体にわたるキーワードの定義をしています。

男女共同参画社会づくり

この条例の目指す社会について規定しています。

積極的改善措置

男女共同参画社会づくりを進める上で最も効果的な方策の一つである積極的改善措置（ポジティブ・アクション）について規定しています。

積極的改善措置（ポジティブ・アクション）

男女が、社会の対等な構成員として、自分の意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいいます。

たとえば、審議会について、女性委員の登用を計画的に進めていくことなどもその一つです。

5

基本理念

男女共同参画社会づくり条例 > 第1章 総則

(男女の人権の尊重)

第3条 男女共同参画社会づくりは、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、直接的であるか間接的であるかを問わず男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されること等男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利の尊重)

第4条 男女共同参画社会づくりは、生涯にわたる性並びに妊娠及び出産を含む生殖に関する事項に関し、男女が互いの意思を尊重し、共に健康な生活を営む権利が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第5条 男女共同参画社会づくりに当たっては、社会における制度又は慣行が男女の社会における自由な活動の選択を阻害することのないよう配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第6条 男女共同参画社会づくりは、男女が、社会の対等な構成員として、県その他の団体における政策又は方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第7条 男女共同参画社会づくりは、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、職業生活における活動その他の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際社会の動向を踏まえた取組)

第8条 男女共同参画社会づくりの促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会づくりは、国際社会の動向を踏まえながら推進されなければならない。

「男女共同参画社会づくり」のためには、県、県民、そして事業者が、同じ基本理念を共有する必要があります。第3条から第8条までは、この3者が共有すべき基本的な考え方、理念を明記しました。

いわゆる「間接差別」について

第3条の(男女の人権の尊重)中、「直接的であるか間接的であるかを問わず男女が性別による差別的取扱いを受けないこと」という規定があります。また、第12条の(差別的取扱いの禁止等)にも同様の規定があります。

これは、直接的な差別だけでなく、いわゆる間接差別(直接的に性別を理由にしていなくてもかかわらず一方の性にとって不利な結果をもたらすような差別)についても認めない趣旨を盛り込んだものです。

6 責 務

男女共同参画社会づくり条例 > 第1章 総則

(県の責務)

第9条 県は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会づくりに関する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会づくりの促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施するものとする。

2 県は、前項の規定による施策の策定及び実施に当たっては、県民、事業者及び市町村等と協働するよう努めるものとする。

(県民の責務)

第10条 県民は、家庭、職域、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会づくりに寄与するよう努めるとともに、県が実施する男女共同参画社会づくりの促進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第11条 事業者は、基本理念にのっとり、男女が共同してその事業活動に参画することができる体制及び職業生活における活動と家庭生活その他の活動とを両立して行うことができる職場環境を整備するよう努めるとともに、県が実施する男女共同参画社会づくりの促進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

「男女共同参画社会づくり」のためには、県、県民、事業者の3者が、基本理念を共有した上で、協働することが必要です。

そこで、第9条から第11条において、これら3者が果たすべき責務について明確にしているものです。

特に男女共同参画社会づくりを進めていく上で、労働の分野における取組は大きな意義を持つため「事業者の責務」について定めています。



7 性別による差別的取扱いの禁止等

男女共同参画社会づくり条例 > 第1章 総則

(性別による差別的取扱いの禁止等)

第12条 何人も、家庭、職場、学校、地域社会等において、直接的であるか間接的であるかを問わず、性別を理由として差別的な取扱いをしてはならない。

2 何人も、家庭、職場、学校、地域社会等において、男女間における身体的又は精神的な苦痛を与える暴力的行為をしてはならない。

3 何人も、家庭、職場、学校、地域社会等において、セクシュアルハラスメント（性的な言動により個人の生活環境を害する行為又は性的な言動を受けた個人の対応により当該個人に不利益を与える行為をいう。第25条第1項第3号において同じ。）を行ってはならない。

(公衆に表示する情報に関する留意)

第13条 何人も、公共の場所又は公共交通機関を利用する不特定多数の者に対して表示する情報において、次に掲げる表現を行わないよう努めなければならない。

- (1) 性別による固定的な役割分担又は男女間の暴力等を助長し、又は連想させる表現
- (2) みだりに女性の身体を強調する等の過度の性的な表現

男女共同参画社会づくりのためには、これを阻害する行為を禁止し、強く注意を促す必要があります。この禁止規定は、こうした趣旨により盛り込んでいるものです。

「性別による差別的取扱いの禁止」は直接的であると間接的であるとを問わず、性別によるあらゆる差別行為を禁じる内容です。

第2項「男女間における暴力の禁止」は、DV防止法（「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」）が配偶者（事実婚や元配偶者も含む）からの暴力を対象にしているのに対し「男女間の暴力」に範囲を広げています。また、第3項のセクシャルハラスメントについては、男女雇用機会均等法が職場についてのものであるのに対し、あらゆる場において禁止する内容にしています。

第13条においては、公共の場所等に掲示するポスター等において性別による固定的役割分担意識や男女間の暴力を助長したり連想させるような表現を行わないことや、また、人目を引く目的などで、過度に性的な表現を行わないことについて留意するよう規定しています。

ドメスティック・バイオレンス (DV)

夫婦や恋人など親しい（又は親しかった）人間関係の中で起こる暴力で、得に女性に向けられる暴力が問題となっています。

身体に対する暴力だけでなく心身に有害な影響を及ぼす言動も含まれます。

「男性優位・女性従属」の社会構造や習慣から生じる問題として、その対応が急務とされています。

8 男女共同参画計画等

男女共同参画社会づくり条例 > 第2章 男女共同参画社会づくりの促進に関する施策等 > 第1節

(男女共同参画計画)

第14条 知事は、男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）第14条第1項の規定により男女共同参画社会づくりの促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画計画」という。）を定めようとするときは、県民及び事業者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、長野県男女共同参画審議会の意見を聴かなくてはならない。

2 前項の規定は、男女共同参画計画の変更について準用する。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第15条 県は、男女共同参画社会づくりに影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会づくりに配慮するものとする。

(財政上の措置)

第16条 県は、男女共同参画社会づくりを促進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(施策の実施状況の公表等)

第17条 知事は、毎年、県が講じた男女共同参画社会づくりの促進に関する施策の実施状況及び男女共同参画社会づくりの推進状況について、その概要を公表しなければならない。

2 県は、男女共同参画社会づくりの推進状況を勘案し、県の施策等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

第14条から第17条までについては、男女共同参画計画をはじめ県の施策全般に係る事項について規定したものです。

男女共同参画社会基本法

男女共同参画社会の形成の基本的枠組みを国民的合意の下に定め、社会のあらゆる分野の取組を総合的かつ計画的に推進するために、平成11年（1999年）6月23日に公布・施行されました。5つの基本理念と、国・地方公共団体・国民の責務等について規定しています。

男女共同参画計画については、法第14条で都道府県に策定が義務付けられており、市町村にあつては定めるよう努めなければならないと規定されています。

5つの基本理念

- ・男女の人権の尊重
- ・社会における制度又は慣行についての配慮
- ・政策等の立案及び決定への共同参画
- ・家庭生活における活動と他の活動の両立
- ・国際的協調

9 県の基本的施策

男女共同参画社会づくり条例 > 第2章 男女共同参画社会づくりの促進に関する施策等 > 第2節

(広報活動の充実)

第18条 県は、基本理念に関する県民及び事業者の理解を深めるため、男女共同参画社会づくりに関する広報活動の充実その他の措置を講ずるものとする。

(教育活動等による意識の醸成)

第19条 県は、男女共同参画社会づくりについて教育の果たす役割の重要性にかんがみ、学校教育その他のあらゆる教育活動及び学習活動により、個人の尊重、男女平等及び男女相互の理解と協力についての意識をはぐくむよう努めるものとする。

(家庭生活における活動と他の活動との両立支援)

第20条 県は、男女が共に家庭生活における活動と職業生活における活動その他の活動とを両立することができるように必要な支援を行うよう努めるものとする。

(自営業における環境整備)

第21条 県は、自営の農林業、商工業等に従事する女性が、正当な評価のもとに、その主体性をいかし、その能力を十分に発揮して、対等な立場で方針の立案及び決定に参画する機会が確保されるための環境整備に努めるものとする。

(調査研究の推進)

第22条 県は、男女共同参画社会づくりの促進に関する施策の策定及び実施に必要な調査研究を推進するよう努めるものとする。

2 知事は、前項の調査研究において必要があると認める場合は、事業者の協力を得た上でその事業活動における男女共同参画の状況について報告を求めることができる。

(県民等に対する支援)

第23条 県は、県民及び事業者が行う男女共同参画社会づくりの促進に関する活動並びに市町村が実施する男女共同参画社会づくりの促進に関する施策を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(拠点施設の設置等)

第24条 県は、男女共同参画社会づくりの促進に関する施策を実施し、並びに県民及び事業者による男女共同参画社会づくりに関する活動を支援するための総合的な拠点施設を設置するとともに、全県にわたり男女共同参画社会づくりを推進する体制を整備して、これら施策の充実を図るものとする。

第18条から第24条には県の基本的な施策を規定しています。

特に女性就業率が高く農業に従事する人が多い長野県の特徴をふまえ、第21条に自営業における環境整備について規定しました。

また、第24条においては、広い本県の全地域にわたって男女共同参画社会づくりを推進するため、長野県男女共同参画センター“あいとぴあ”を拠点施設として位置づけ、体制の整備や施策の充実を規定しています。

(県の職場における環境整備等)

第25条 県は、県の職員が勤務する職場において、次に掲げる取組を行うものとする。

- (1) 性別による固定的な役割分担意識を払しょくするための取組
- (2) 男女が職業生活における活動と家庭生活における活動その他の活動とを両立して行うための支援
- (3) セクシュアルハラスメントその他の男女共同参画社会づくりを阻害する要因による人権侵害のない環境の整備

2 県は、県の職員について、女性の登用を促進し、及び職域を拡大するための総合的な取組を推進するものとする。

(附属機関の委員等の構成)

第26条 県は、附属機関の委員等について、できる限り男女の数が均衡した構成とするよう努めるものとする。

第25条は県の職場における環境整備ということで、性別による固定的な役割分担意識の払しょくや、仕事と家庭の両立支援、そしてセクハラなどの人権侵害のない職場づくりについて県に取組を促すとともに、女性職員の登用についても取り組むよう求める内容を盛り込んでいます。

また、第26条では県の審議会等の委員について、男女の数の均衡を図るよう求めています。

長野県男女共同参画センター “あいとぴあ”

昭和59年（1984年）に岡谷市に長野県婦人総合センターが開設されました。（全国5番目）

その後、平成4年（1992年）に女性総合センターに名称変更をし、平成11年（1999年）に愛称を公募して、平成12年（2000年）に“あいとぴあ”に決定しました。これは、「合」「会」「愛」「1」等の「アイ」と「ユートピア」（理想社会）の合成語で、理想とする男女共同参画社会の形成に向け、男女が集い、お互いを高めあう場という意味です。

平成13年（2001年）に男女共同参画センターという現在の名称に変更をし、本条例において拠点施設として位置づけられました。

10 苦情の処理等

男女共同参画社会づくり条例 > 第2章 男女共同参画社会づくりの促進に関する施策等 > 第3節

(苦情の申出等)

第27条 県民及び県内に事務所又は事業所を有する事業者は、県が実施する男女共同参画社会づくりの促進に関する施策若しくは男女共同参画社会づくりに影響を及ぼすと認められる施策について苦情がある場合又は男女共同参画社会づくりを阻害する要因によって人権を侵害された場合は、知事に対し、その旨を申し出ることができる。

- 2 知事は、前項の申出を受けた場合において必要があると認めるときは、関係する他の県の機関に対し、当該申出に対する対応を求めることができる。
- 3 知事及び前項の規定により対応を求められた関係機関は、第1項の申出に対し、男女共同参画社会づくりの推進に資するよう、迅速かつ適切に対応するものとする。
- 4 知事及び前項の関係機関は、第1項の申出が男女共同参画社会づくりを阻害する要因によって人権を侵害された場合についてのものであるときは、その関係者に対して、協力を得た上で資料の提出及び説明を求め、必要があると認めるときは、助言、是正の要望その他の行為を行うことができる。

(不服の申出)

第28条 前条第1項の申出を行った者で、同条第3項及び第4項の対応等に対して不服があるものは、長野県男女共同参画推進指導委員に対し、書面により、その旨を申し出ることができる。

- 2 長野県男女共同参画推進指導委員は、前項の申出を受けた場合においては、別に定めるものを除き、その内容を審査し、申出者に対しその結果及び理由を書面により通知しなければならない。
- 3 長野県男女共同参画推進指導委員は、第1項の申出が男女共同参画社会づくりを阻害する要因によって人権を侵害された場合についてのものであるときは、その関係者に対して、協力を得た上で資料の提出及び説明を求めることができる。
- 4 長野県男女共同参画推進指導委員は、第2項の審査の結果必要があると認めるときは、関係する県の機関に対し、是正若しくは改善の措置を講じ、又は前項の関係者に対する助言、是正の要望その他の行為を行うよう勧告することができる。
- 5 長野県男女共同参画推進指導委員は、前項の勧告をした場合において、必要があると認めるときは、別に定めるところにより、当該勧告の内容を公表することができる。
- 6 関係する県の機関は、第4項の勧告を受けたときは、これを尊重しなければならない。

第27条、第28条においては、苦情の処理等について規定しています。

県民及び事業者は、①県が実施する男女共同参画社会づくりの促進に関する施策や影響を及ぼすと認められる施策についての苦情、②男女共同参画社会づくりを阻害する要因によって人権を侵害された場合、について、知事に対し申し出ることができます。

知事はその申出に対し、迅速かつ適切に対応しますが、申出者がその対応に不服がある場合は、長野県男女共同参画推進指導委員に申し出ることができます。

指導委員は申出に基づき内容を審査し、必要があると認めるときは、関係する県の機関に対し、是正若しくは改善の措置等を講ずるよう勧告することができます。

11 長野県男女共同参画推進指導委員

男女共同参画社会づくり条例 > 第3章 長野県男女共同参画推進指導委員

(設置)

第29条 第29条 この条例の規定によりその権限に属させられた事項を処理するため、長野県男女共同参画推進指導委員（以下「指導委員」という。）を設置する。

(定数等)

第30条 指導委員の定数は、3人とする。

2 指導委員は、男女共同参画社会づくりに関し識見を有する者のうちから知事が委嘱する。

(任期)

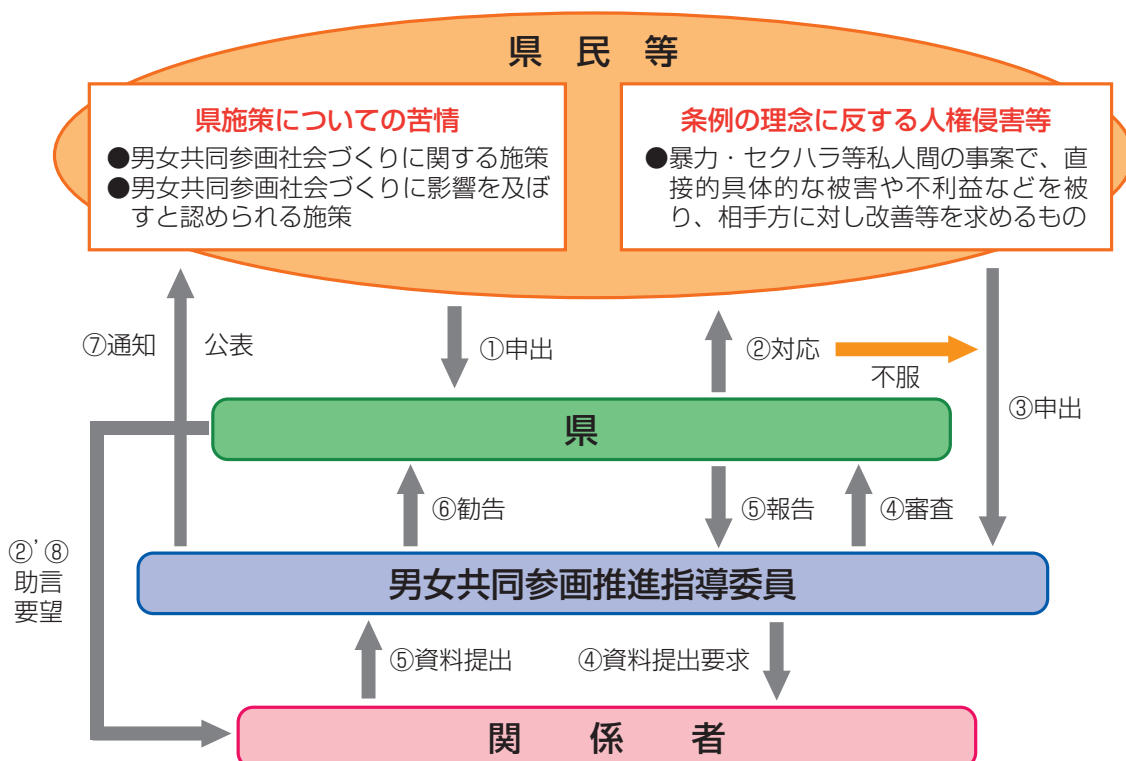
第31条 指導委員の任期は、2年とする。

(合議による勧告等の決定)

第32条 第28条第4項の規定による勧告及び同条第5項の規定による公表の決定は、指導委員の合議によるものとする。

第29条から第32条までは、苦情の処理等を行う長野県男女共同参画推進指導委員について定めています。

長野県男女共同参画推進指導委員



12 長野県男女共同参画審議会

男女共同参画社会づくり条例 > 第4章 長野県男女共同参画審議会

(設置)

第33条 男女共同参画社会づくりに関する重要事項を調査審議するため、長野県男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(任務)

第34条 審議会は、次に掲げる事項について、知事の諮問に応じて調査審議するものとする。

- (1) 男女共同参画計画の策定に関する事項
- (2) 県が実施する男女共同参画社会づくりの促進に関する施策に関する事項
- (3) 男女共同参画社会づくりの推進状況に関する事項
- (4) その他男女共同参画社会づくりに関する重要事項

2 審議会は、前項第2号に規定する施策の実施状況について調査審議し、知事に意見を述べることができる。

(組織)

第35条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員のうち、男女のいずれか一方の委員の数は、委員総数の10分の4未満であってはならない。

3 委員は、男女共同参画社会づくりに関し識見を有する者のうちから知事が委嘱する。

(任期)

第36条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第37条 審議会に会長を置き、委員が互選する。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名した委員が、その職務を代理する。

(会議)

第38条 会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会議は、原則として公開とする。

第33条から第38条までは、男女共同参画計画の策定や男女共同参画社会づくりに関する重要事項について調査審議するための、長野県男女共同参画審議会について規定しています。なお、県が実施する施策の実効性を高めるため、男女共同参画審議会に新たな任務（第34条第2項）を追加する条例改正を行いました。

13 補 足

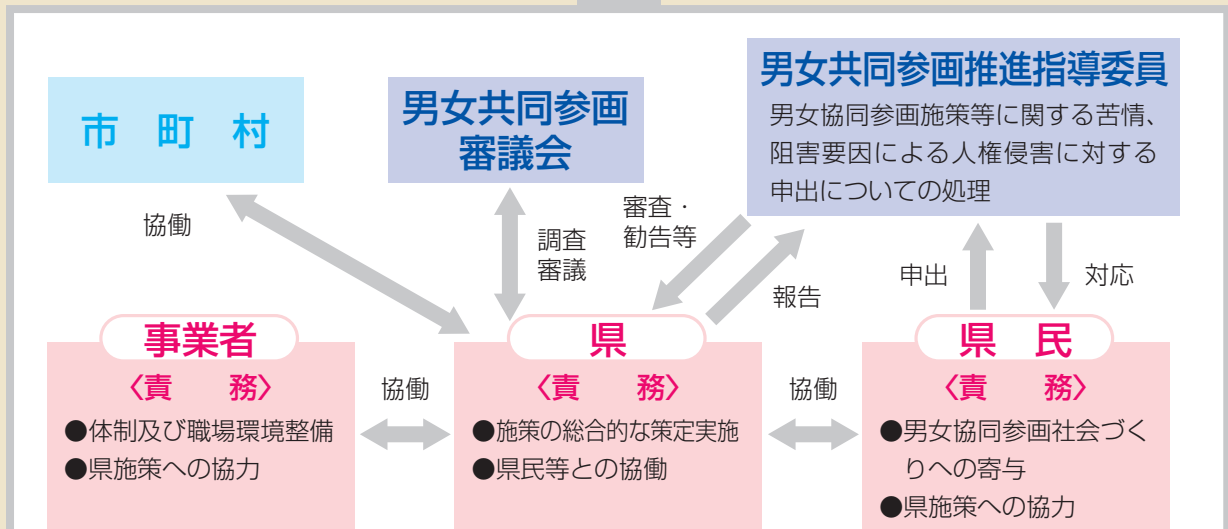
男女共同参画社会づくり条例 > 第5章 補足

(補則)

第39条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

長野県男女共同参画社会づくり条例

性別によって制約されることなく
のびやかに暮らせる長野県づくり



県の施策

基本計画・施策策定等に当たっての配慮・財政上の措置・施策の実施状況の公表等・広報活動の充実・教育活動等における意識の醸成・家庭生活における活動と他の活動との両立支援・自営業における環境整備・調査研究の推進・県民等に対する支援・拠点施設の設置等・県の職場における環境整備等・付属機関等の委員等の構成・苦情等の申出に対する対応

性別による差別的
取扱いの禁止

男女間における
暴力的行為の禁止

セクシュアルハラ
スメントの禁止

公衆に表示する情
報に関する留意

基本理念

・男女の人権の尊重

・生涯にわたる性と生殖に
関する健康と権利の尊重

・社会における制度又は慣
行についての配慮

・政策等の立案及び決定へ
の協同参画

・家庭生活における活動と
他の活動の両立

・国際社会の動向を踏まえ
た取組

長野県企画局人権・男女共同参画課

〒380-8570 長野市大字南長野字幅下692-2／TEL 026-235-7102／FAX 026-235-7389

E-mail:jinken-danjo@pref.nagano.jp

ホームページhttp://www.pref.nagano.jp/kikaku/danjo/danjo/da_menu.htm



この冊子は大切な地球環境を守るため、環境にやさしい大豆インキと古紙 100%の再生紙を使用しています。